

「指定通所介護」重要事項説明書
通所介護事業所プラザマム

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0870302304 号)

当事業所はご契約者様に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社プラザマム |
| (2) 法人所在地 | 茨城県守谷市ひがし野 1 丁目 29-14 |
| (3) 電話番号 | 0297-47-0048 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 大蔵 歩 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所
茨城県 0870302304 号 |
| (2) 事業所の目的 | 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者様（ご利用者様）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者様に通所介護サービスを提供いたします。 |
| (3) 事業所の名称 | 通所介護事業所プラザマム |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県土浦市板谷 7-626-11 |
| (5) 電話番号 | 029-830-2206 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 倉持 真理 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 通所介護事業を通して、生き生きとした質の高い生活を送ることができるように援助すること。 |
| (8) 開設年月 | 平成 26 年 2 月 20 日 |
| (9) 利用定員 | 第 1 単位 15 名、第 2 単位 20 名 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（1月1日～1月3日を除く）
営 業 時 間	9時～17時
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9時30分～16時30分 ※ただし、上記営業時間外でも相談、営業に応じる体制をとる。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 管理者	1名以上	1名
2 介護職員	3名以上	3名
3 生活相談員	1名以上	1名
4 看護職員	1名以上	1名
5 機能訓練指導員	1名以上	1名

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（例：週40時間）で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1 介護職員	勤務時間：8：30～17：30 *原則として職員1名あたり利用者3～4.5名のお世話を致します。
2 看護職員	勤務時間：8：30～17：30 *原則として1名の看護職員が勤務します。
3 機能訓練指導員	月～土

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、(1)ご利用料金が介護保険から給付される場合と(2)利用料金の金額をご契約者様にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割・8割あるいは7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食材料費は別途いただきます。）

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者様の身体の状態および嗜好した食事を提供します。
- ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：20～13：20

② 入浴

- 入浴又は清拭を行います。

③ 排泄

- ご契約者様の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を阻止するための訓練を実施致します。

⑤ 送迎サービス

- ご契約者様のご希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者様に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金： 1食あたり 700 円～

② 日常生活上必要となる諸費用実費

- 日常生活上必要な品物の購入代金等ご契約者様の日常に要する費用で
ご契約者様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担
いただきます。また、おむつ代は実費となります。
- ご利用者側の希望によりレクリエーションや特別な行事などを実施させて
いただきます。利用料金は実費となります

(3) ご利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

(4) ご利用中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

- ご利用予定日の前に、ご契約者様のご都合により、通所介護サービスのご
利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスのご利用を追加することが
できます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者にお申し出
下さい。
- ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってご利用の中止の
申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合
がございます。但しご契約者様の体調不良等正当な事由がある場合は、こ
の限りではありません。

ご利用予定日の前日までに申し出が あった場合	無 料
ご利用予定日の前日までに申し出が なかった場合	当日のご利用料金の 10%～30% (自己負担額)

- サービスご利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によ
りご契約者様の希望する期間にサービスのご提供ができない場合、他の要
可能日時をご契約者様にご提示して協議致します。

6. 虐待防止・身体拘束の適正化・BCP（業務継続計画）への取り組み

当事業所では、適切な運営を確保するため以下の措置を講じています。

- 高齢者虐待防止の措置：虐待防止委員会を定期的開催し、職員へ定期的な研修、指針の整備を行っています。
- 身体拘束等の適正化：原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。適正化のための指針を整備し、職員へ周知徹底しています。
- 業務継続計画（BCP）の策定：感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続するため、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修・訓練を実施しています。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口（担当者）

＜職名＞ 生活相談員

（電話番号） 029-830-2206

- 受付時間 月曜日～日曜日 （9：00～17：00）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 電話番号 029-301-1565
土浦市役所 保健福祉部高齢福祉課	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電 話 029-826-1111
つくば市役所 保健福祉部高齢福祉課	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電 話 029-883-1111
阿見町役場 保健福祉部高齢福祉課	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電 話 029-888-1111
かすみがうら市役所 保健福祉部高齢福祉課	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電 話 0299-59-2111

7. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者（担当介護支援員）等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		